

○ 最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十一号）

改 正 案	現 行
第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）	第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第二条の規定に基づき同条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める内容とする。
経営の健全性の状況に係る区分	経営の健全性の状況に係る区分
比率	連結自己資本規制

第一区分	非対象区分
一 連結普通株式 各号に定める範囲 区分に応じ、当該 計画（原則として資本の増強に	連結自己資本規制 比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 各号に定める範囲 区分に応じ、当該 号に掲げる比率の 比率のうち次の各 区分に応じ、当該 各号に定める範囲 区分に応じ、当該 等 Tier 1 比率 四・五パーセント以上 セント以上 二 連結 Tier 1 比率 六パーセント以上 セント以上 三 連結総自己資本規制比率 八 パーセント以上
比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 各号に定める範囲 区分に応じ、当該 計画（原則として資本の増強に	最終指定親会社及びその子法人 等（法第五十七条の二第九項に 規定する子法人等をいう。以下 同じ。）の経営の健全性を確保 するためには合理的と認められる するためには合理的と認められる

		第三区分							
ト以上一・一三	率 ○パーセン	一 連結普通株式 等 T i e r 1比	各号に定める範囲 比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 連結自己資本規制 比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 各号に定める範囲	三 連結総自己資 本規制比率 二 パーセント以上 四 パーセント未 満	三 満	四 式又は持分の処分 認め る措置	五 その他の金融庁長官が必要と 以下同じ。)を除く。)の株 別金融商品取引業者をいう。 十二第三項に規定する対象特 別金融商品取引業者をいう。	一 セント以上二 ・二五パーセン ト未満 二 連結 T i e r 1比率 一・五	法人等の配当又は役員賞与の 禁止又はその額の抑制 三 最終指定親会社及びその子 法人等の総資産の圧縮又は増 加の抑制
選択した上、当該選択に係る措	くくなるための措置のいずれかを	する親会社をいう。以下この条 及び次条において同じ。)でな	最終指定親会社及びその子法人 等の自己資本の充実、合併又は 三月以内の期間を定めて対象特 別金融商品取引業者の親会社(法 第五十七条の二第八項に規定す る親会社をいう。以下この条 及び次条において同じ。)でな	- 4 -					

第四区分												
一 比率 ○パ ー	二 連結 T i e r	ト未 満	率 ○パ ーセン	等 T i e r 1比	一 連結 普通 株式	各 号に定 める範 囲	号に掲 げる比 率のうち 次の各 区分に応 じ、当該 連結自己資本規制	三 連 結 總 自 己 資 本 規 制 比 率 二 パ ー セ ン ト 未	三 連 結 總 自 己 資 本 規 制 比 率 一 セ ン ト 以上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未	二 連結 T i e r 1比 率 ○パ ー	二 パ ー セ ン ト未 満	パ ー セ ン ト未 満
							三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置の命令		置を実施することの命令			

一 連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいい、連結資本バッファー比率（連結自己資本規制比率告示第二条の二に規定する連結資本バッファービ率）をいう。次号及び第三条において同じ。）を除く。以下同じ。）を指標とする区分

		非対象区分		経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
セント以上	率	等 い 率 四・五 セント 以上	等 Ti e r 1 比	連結普通株式 イ 連 結 普 通 株 式	連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲	

(新設)

三 パーセント未満	セント未満
本規制比率 ○	

第一区分								
	ハ セント以上	本規制比率八 パーセント以上	ハ セント以上	連結総自己資 本規制比率八 パーセント以上	ロ 連結 Tier 1 比率六 パーセント以上	連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ 連結普通株式 等 Tier 1 比 率二・二五パ ーセント以上四 ・五パーセント 未満	最終指定親会社及びその子 法人等（法第五十七条の二 第九項に規定する子法人等 をいう。以下同じ。）の經 営の健全性を確保するため の合理的と認められる計画 (原則として資本の増強に 係る措置を含むものとする 。)の提出の求め及びその 実行の命令	
一セント未満	ロ 連結 Tier 1 比率三 パーセント以上四 ・五パーセント 未満	一 比率 セント以上六 パーセント未満						

		第二区分			
		連結自己資本規制			
満	八 パーセント未	ハ 連結総自己資 本規制比率四 八 パーセント以上	ハ 連結自己資本規制	比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲	比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲
満	三 パーセント未	ハ 連結T ier 比率一 ・五 口 連結T ier ト未滿	イ 連結普通株式 等T ier 1比 率一 ・一三 パ ー セ ント 以 上 二 ・ 二 五 パ ー セ ン ト ト未滿	イ 最終指定親会社及びそ の子法人等の資本の増強 に係る合理的と認められ る計画の提出及びその実 行	次に掲げる最終指定親会社 及びその子法人等の自己資 本の充実に資する措置に係 る命令
取引業者をいう。以下同	定する対象特別金融商品	ハ 融商品取引業者（法第五 十七条の十二第三項に規	口 最終指定親会社及びそ の子法人等の総資産の圧 縮又は増加の抑制	取引業者をいう。以下同	定する対象特別金融商品

第三区分								
ハ 連 結 総 自 己 資	満	五 パ ー セ ン ト 未	セ ン ト 以 上 一 ・	1 比 率 <input type="radio"/>	口 連 結 T i e r	イ 連 結 普 通 株 式 <input type="radio"/> 等 T i e r 1 比	連 結 自 己 資 本 規 制 比 率 <input type="radio"/> のうち次のイ からハまでに掲 る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 率 <input type="radio"/> パ ー セ ン ト 未 満 ト 以 上 一 ・ 一 三	ハ 連 結 總 自 己 資 本 規 制 比 率 二 四 パ ー セ ン ト 未 満
							最終指定親会社及びその子 法人等の自己資本の充実、 合併又は三月以内の期間を 定めて対象特別金融商品取 引業者の親会社（法第五十 七条の二第八項に規定する 親会社をいう。以下この条 及び第四条において同じ。 ）でなくなるための措置の いずれかを選択した上、当 該選択に係る措置を実施す ることの命令	じ。) を除く。) の株式 又は持分の処分 二 その他金融庁長官が必 要と認める措置

		第四区分			
本規制比率 パーCENT以上	満	連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ連結普通株式 等Tier1比 率〇パーCENT ト未満	三月以内の期間を定めて対 象特別金融商品取引業者の 親会社でなくなるための措 置の命令	ハ 連結総自己資 本規制比率 パーCENT未満	〇
本規制比率 パーCENT未満	〇	口 連 接 T ier 1 比 率 セ ン ト 未 満	ハ 連結 總 自 己 資 本 規 制 比 率 パ ー セ ン ト 未 満		

(新設)

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
資本バッファ ー非対象区分	資本バッファ	
第一区分	連続資本バッファ ー比率が最低連結 率以上である場合	連続資本バッファ ー比率が最低連結 率以上である場合
未満である場合	連続資本バッファ ー比率が最低連結 率の四分の三の比 率以上最低連結資 本バッファー比率	社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の六十パー セントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（當 該額が零を下回る場合には 零とする。）を上限とし て社外流出額を制限する内 容をいう。）を含む連結資 本バッファー比率を回復す るための合理的と認められ る改善計画をいう。）の提 出の求め及びその実行の命 令

資本バッファ ー第二区分		連結資本バッファ ー比率が最低連結 資本バッファー比 率の二分の一の比 率以上最低連結資 本バッファー比率 の四分の三の比率 未満である場合		社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の四十ペーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当 該額が零を下回る場合には 、零とする。）を上限とし て社外流出額を制限する内 容をいう。）を含む連結資 本バッファー比率を回復す るための合理的と認められ る改善計画をいう。）の提 出の求め及びその実行の命 令	
資本バッファ ー第三区分	連結資本バッファ ー比率が最低連結 資本バッファー比 率の四分の一の比 率以上最低連結資 本バッファー比率	社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の二十ペーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当			
資本バッファ ー第三区分	連結資本バッファ ー比率が最低連結 資本バッファー比 率の四分の一の比 率以上最低連結資 本バッファー比率	社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の二十ペーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当			
資本バッファ ー第三区分	連結資本バッファ ー比率が最低連結 資本バッファー比 率の四分の一の比 率以上最低連結資 本バッファー比率	社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の二十ペーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当			

3 第一項第一号に掲げる表の「連結普通株式等 Tier 1 比率」、	2 前項第一号及び第二号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。		<p>の二分の一の比率未満である場合</p> <p>該額が零を下回る場合には零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p> <p>連結資本バッファー比率が最低連結資本バッファー比率の四分の一の比率未満である場合</p> <p>社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む連結資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p> <p>資本バッファー</p> <p>—第四区分</p> <p>資本バッファー</p>
	2 前項の表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本規制比率」とは、最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第二条に係る算式により得られる比率をいう。		

「連結Tier1比率」又は「連結総自己資本規制比率」とは、それぞれ連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率又は連結総自己資本規制比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファービ率」とは、連結自己資本規制比率告示第二条の二に規定する最低連結資本バッファービ率をいう。

5 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、最終指定親会社及びその子法人等（当該最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出に当たり当該最終指定親会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第三項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該最終指定親会社及びその子法人等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

- 一 剰余金の配当
- 二 自己株式（最終指定親会社及びその子法人等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）の取得、同

（新設）

法第四百六十二条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間ににおいて一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通株式等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（最終指定親会社及びその子法人等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四 その他Tier 1資本調達手段（第三項に規定する連結Tier 1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該最終指定親会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該最終指定親会社の子法人等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

6 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制

（新設）

限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の内容の欄に規定する社外流出制限計画をいう。第三条において同じ。）の実行に係る事業年度の前事業年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条第一項第一号に掲げる表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その区分に、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合は、この限りでない。

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合は、この限りでない。

2 前条第一項第一号に掲げる表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会

最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 前条第一項第一号に掲げる表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。

第三条 最終指定親会社は、社外流出制限計画の実行に係る事業年度に続く事業年度において、事業報告書（法第五十七条の十五第一項の規定による事業報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バッファーピー率に対応する第一条第一項第二号に掲げる表の経営の健全性の状況に係る区分（同表の資本バッファーピー非対象区分を除く。以下この条において「事業報告書に記載した連結資本バッファーピー率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該最終指定親会社は、事業報告書に記載した連結資本バッファーピー率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該最終指定親会社について、同表の区分に応じた命令は、事業報告書に記載した連結資本バッファーピー率に係る区分に掲げる命令とする。

社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 前条第一項の表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。

（新設）

第四条 法第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次の表に掲げる経営の健全性の状況（第一条第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この条において同じ。）に係る区分に応じ同表に定める内容とする。

（表 略）

第三条 法第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社が最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき平成二十二年金融庁告示第百二十八号（特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件）の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあっては、次の表に掲げる経営の健全性の状況に係る区分に応じ同表に定める内容とする。

（表 略）